

令和 6 年 6 月 2 0 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 6 年

第 2 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和6年 第2回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第38号	令和6年度別海町一般会計補正予算	1
議案第39号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	2
議案第40号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	3
議案第41号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第42号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第43号	別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第44号	別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第45号	工事請負契約の締結について	11
議案第46号	工事請負契約の締結について	12
議案第47号	工事請負契約の締結について	13
議案第48号	工事請負契約の締結について	14
議案第49号	工事請負契約の締結について	15
議案第50号	工事請負契約の締結について	16
議案第51号	財産の取得について	17
議案第52号	財産の取得について	18
議案第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	19
議案第54号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	23
議案第55号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について	25
報告第4号	令和5年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について	26
報告第5号	令和5年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について	28
報告第6号	専決処分の報告について	30

議案第 38 号

令和 6 年度別海町一般会計補正予算

令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 39 号

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 40 号

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 1 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年別海村条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万円」を「2 9 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 5, 0 0 0 円」を「5 4 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

第 2 条 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年別海町条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「おおむね 2 0 人につき 1 人」を「おおむね 1 5 人につき 1 人」に改め、同項第 4 号中「おおむね 3 0 人につき 1 人」を「おおむね 2 5 人につき 1 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「おおむね 2 0 人につき 1 人」を「おおむね 1 5 人につき 1 人」に改め、同項第 4 号中「おおむね 3 0 人につき 1 人」を「おおむね 2 5 人につき 1 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「おおむね 2 0 人につき 1 人」を「おおむね 1 5 人につき 1

人」に改め、同項第４号中「おおむね３０人につき１人」を「おおむね２５人につき１人」に改める。

第４７条第２項第３号中「おおむね２０人につき１人」を「おおむね１５人につき１人」に改め、同項第４号中「おおむね３０人につき１人」を「おおむね２５人につき１人」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 4 3 号

別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

別海町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町営住宅条例の一部を改正する条例

別海町営住宅条例（平成 9 年別海町条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例

別海町地域振興住宅条例（平成 4 年別海町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中西別振興住宅の項位置の欄中「1 7 8 番地 2 6」を「光町 4 5 番地 1」に改め、
同表尾岱沼振興住宅の項を次のように改める。

尾岱沼振興住宅	別海町尾岱沼潮見町 7 1 番地 2
	別海町尾岱沼潮見町 2 1 3 番地 3

別表中「

リース型西春別駅前振興住宅	別海町西春別駅前曙町 9 番地 1
リース型上春別振興住宅	別海町上春別旭町 2 0 番地
リース型中西別振興住宅	別海町中西別光町 4 5 番地 1

リース型尾岱沼振興住宅	別海町尾岱沼潮見町 2 1 3 番地 3
-------------	----------------------

」を「

西春別駅前振興住宅	別海町西春別駅前曙町 9 番地 1
-----------	-------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟） |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 84,095,000円
(内消費税及び地方消費税額 7,645,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | みどり・佐々木経常共同企業体
経常共同企業体構成員 |
| | 代表者 | 野付郡別海町西春別駅前西町46番地
みどり建工株式会社
代表取締役 庄司 豊
野付郡別海町別海新栄町9番地
株式会社佐々木建設工業
代表取締役 佐々木 薫 |

議案第46号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 町道上春別原野54線舗装修繕工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 68,310,000円
(内消費税及び地方消費税額 6,210,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第47号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 役場庁舎南西面外壁改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 70,950,000円
(内消費税及び地方消費税額 6,450,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海99番地43
島影建設株式会社
代表取締役社長 島影 輝雄 |

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 町道上風連地区1号線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 63,250,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,750,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第49号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 別海町酪農工場機器更新外工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約による契約 |
| 3 | 契約金額 | 64,460,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,860,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 札幌市白石区本通18丁目北3番66号
北海道オリオン株式会社
代表取締役 大島 道文 |

議案第50号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 町道泉川第1地区零号線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 60,830,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,530,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町中春別東町30番地
株式会社別海
代表取締役 篠田 巖 |

議案第 5 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 取得する財産の種類及び数量
除雪専用トラック 1 台
- 2 取得の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 6 7, 1 0 0, 0 0 0 円
(内消費税及び地方消費税額 6, 1 0 0, 0 0 0 円)
- 4 取得の相手方 野付郡別海町別海常盤町 1 2 6 番地
株式会社小泉機械店
代表取締役 小泉 理央

議案第52号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

スクールバス 1台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 23,360,010円

(内消費税及び地方消費税額 2,113,082円)

4 取得の相手方 標津郡中標津町東十三条南1丁目1

東北海道いすゞ自動車株式会社 中標津支店

支店長 小森 隆徳

議案第 53 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、走古丹、上春別及び中西別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総 合 整 備 計 画 書

北 海 道 別 海 町 走 古 丹 辺 地
(辺地の人口 161人、面積 6. 5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町走古丹

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町走古丹2番地98

(3) 辺地度点数

305点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

地場産業 振興施設～ ニシン種苗等各種多様な種苗を生産・育成し地域漁業を支えている施設であるが、老朽化が著しく、また、立地条件から潮風や海水を扱うことによる設備の故障が相次いでいることから、改修を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
地場産業振興施設 (ニシン種苗生産センター改修事業)	別 海 町	100,300		100,300	100,300
合 計		100,300	0	100,300	100,300

総 合 整 備 計 画 書

北 海 道 別 海 町 上 春 別 辺 地
(辺地の人口 684人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

121点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,653m W=4.0m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【別海第1地区(L=180m W=4.0m)、大成零号地区(L=3,659m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	379,000	17,242	361,758	359,700
産 業 農 林 道 (別海第1地区農道整備事業外1事業)	北 海 道	775,600	601,091	174,509	174,200
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	21,130	19,862	1,268	1,200
合 計		1,175,730	638,195	537,535	535,100

総合整備計画書

北海道別海町中西別辺地
(辺地の人口 585人、面積 136.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中西別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中西別本町18番地

(3) 辺地度点数

106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【中西別上風連線(L=6,071m W=5.5m)、中西別広野線(L=3,130m W=5.5m)】

通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別海町	892,387	582,648	309,739	288,400
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	11,522	3,750	7,772	7,700
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	163,200	153,408	9,792	9,700
合計		1,067,109	739,806	327,303	305,800

議案第54号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更する。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 55 号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について

地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を町の区域に次のとおり編入するものとする。

令和6年6月20日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 所在 野付郡別海町本別海26番地先の公有水面埋立地
- 2 地積 2,433.66平方メートル
- 3 編入する区域 野付郡別海町本別海

報告第 4 号

令和 5 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 6 年 6 月 2 0 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和5年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	道支出金	町債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援事業 (住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 給付事業)	33,000,000	32,892,000		32,892,000				
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援事業 (こども加算支援給付金給付事業)	8,200,000	8,094,000		8,094,000				
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援事業 (べつかい割補助事業)	24,700,000	16,852,000		12,868,000				3,984,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍管理システム改修事業	9,801,000	9,801,000		9,801,000				
6 農林水産業費	4 水産業費	道営水産基盤整備事業	12,000,000	12,000,000				12,000,000		
6 農林水産業費	4 水産業費	農林漁業振興奨励事業	20,000,000	20,000,000			20,000,000			
8 土木費	4 住宅費	公営住宅等整備事業	149,028,000	149,028,000	43,656,000			105,300,000		72,000
9 消防費	1 消防費	消防事務組合運営経費	6,680,000	6,680,000						6,680,000
10 教育費	2 小学校費	防衛施設周辺防音事業 (上西春別小学校整備事業)	1,670,000	1,670,000		600,000				1,070,000
合計			265,079,000	257,017,000	43,656,000	64,255,000	20,000,000	117,300,000		11,806,000

報告第 5 号

令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和5年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額										(単位：円)		
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度	説 明
						補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1. 資本的支出	1. 建設改良費	農業集落排水事業	16,100,000	10,133,000	5,660,000	2,830,000	2,800,000	30,000		307,000		更新機器の製作に期間を要しており、年度内の完了が困難となったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	漁業集落排水事業	158,628,000	124,905,000	33,323,000	16,661,500	16,600,000	61,500		400,000		資材の供給不足による納期の遅延及び入荷未定の状況となっており、年度内の完了が困難となったため。
合計			174,728,000	135,038,000	38,983,000	19,491,500	19,400,000	91,500		707,000		

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月24日

別海町長 曾 根 興 三

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年4月5日、別海町尾岱沼潮見町121番地の敷地内において、町職員が運転する別海町所有の公用車と相手車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1 当事者

甲 別海町内の事業者

乙 別海町長 曾 根 興 三

2 和解条件

- (1) 甲は、本件事故により、車両損害料で金80,762円（修理費67,562円、代車料13,200円）の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金80,762円を支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。